

第3章 ごみ処理事業の現状と課題

3-1 ごみ処理のあゆみ

本市のごみ処理事業は、昭和10年に市街地のごみ収集を開始し、その後、昭和29年に「伊東市清掃条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を定め、ごみを適正に処理することに取り組んできました。特に収集業務においては、昭和37年のステーション方式による定時収集の実施により、収集区域の拡大を図るとともに、昭和47年にはそれまでの伊東市清掃条例を廃止し、「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年伊東市条例第17号）」を定め、本市における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めてきました。その後、新たな施策として、昭和54年には、資源ごみの集団回収事業、昭和59年には不燃ごみの4種分別（びん、カン、金属、埋立）を開始しました。

そのような中、全国的に増加するごみ量に対し、最終処分場のひっ迫や、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生などの廃棄物問題を背景に、ごみの減量と資源の有効活用の促進を目的として、平成7年6月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が公布され、平成9年4月からすべての条文が施行されました。

ごみ収集については、この容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみとしてびん、カンのコンテナ収集を平成8年10月から第1地区（宇佐美地区）で試行的に実施しました。その後、各地区でコンテナ収集を開始し、平成12年4月には全市での実施となりました。ペットボトル、トレイ、紙パックについては、平成10年6月からスーパー等での店頭において販売事業者による自主回収とともに市も回収を開始し、ごみの再資源化に努めてきました。

平成15年4月からは、家庭系可燃ごみの指定袋による収集を開始し、また、古紙の回収日を月1回から2回に増やしました。

平成16年4月からは、事業系可燃ごみについて、10kg当たり20円の処理手数料を徴収することとし、平成18年4月からは10kg当たり40円、平成20年4月からは10kg当たり60円と段階的に改定してきました。

平成20年10月からは、家庭系可燃ごみ及び粗大ごみの有料化、事業系可燃ごみの指定袋制度の導入を実施し、可燃ごみの排出量は大幅に減量されました。

平成27年10月からは、ペットボトルについて、スーパー等での店頭回収を継続しつつ、全市でごみステーションでの収集を開始しました。また、使用済小型家電については、各コミュニティセンターや生涯学習センター等での拠点回収を開始しました。さらに同月から、効率的、効果的なごみ収集業務体制の一環として、第5地区（対島地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合へと委託することにより、人件費の削減を図りつつも質の高いサービスの提供に努めました。

平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業の実証事業としてコミュニティセンター等の市内5か所の公共施設において回収を開始し、平成29年7月には回収施設数を10か所に増やし、本格実施へと移行しました。

平成29年1月からは、玖須美区内31か所のステーションを対象に廃プラスチック容器包装分別収集実証事業を開始し、平成30年1月からは対象ステーション数を31か所

から45か所へ、平成31年4月からは対象ステーション数を45か所から62か所へと拡大しました。

平成30年7月からは、市役所、環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場にて使用済インクカートリッジの拠点回収事業を開始し、同年、古着等の拠点回収による再資源化に向けて事業内容を検討するために市内スーパーの協力を得て、特別回収を計3回、延べ7か所で実施しました。

平成31年4月からは、第5地区（対島地区）に引き続き、第4地区（小室地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合に委託し、さらなる収集運搬体制の効率化を図るとともに、同月から現業職員のボトムアップ事業である「ふれあい収集事業」の申込受付を開始し、7月から収集を開始しました。

令和3年1月からは、古着等に加え、小型充電式電池についても拠点回収を開始し、また、ふれあい収集事業については、当初、制度の対象外としていた世帯においてもごみ出し支援を必要とする世帯が徐々に増加したことから、都度、対象要件を拡充し、市民需要に対応しました。

ごみ処理施設については、昭和10年に鎌田地内に建設したごみ焼却場が稼働し、その後、昭和35年に伊東市御石ヶ沢清掃工場（以下「御石ヶ沢清掃工場」という。）で焼却施設が稼働、同年伊東市御石ヶ沢処分場（最終処分場）で埋め立てを開始し、また、昭和59年には焼却施設である伊東市環境美化センター（以下「環境美化センター」という。）を建設しました。

平成9年3月には、新しい管理型最終処分場として伊東市御石ヶ沢最終処分場（以下「御石ヶ沢最終処分場」という。）が完成するとともに、環境美化センターでは、施設の延命化とダイオキシン類削減対策のため、平成9年度から平成11年度まで基幹的施設整備工事を施工しました。

御石ヶ沢最終処分場の延命化を図るため、平成11年4月から焼却灰の溶融固化処理を民間会社に委託し、建設資材等へのリサイクルを実施するなど、ごみの適正処理に努めてきました。

平成16年10月9日の台風22号により発生した大量の災害ごみについては、市が所有する遊休地を利用して一時保管し、衛生的かつ速やかに適正な処理を実施しました。

平成27年3月には、環境美化センターの更新改良整備工事が完了し、昭和59年から稼働している焼却設備機器一式を更新するとともに、ペットボトル及びプラスチック製容器包装のリサイクル施設を新たに整備しました。

令和元年9月9日の台風15号及び10月12日の台風19号により発生した災害ごみについては、市が所有する遊休地の使用が困難だったことから、御石ヶ沢最終処分場を一時保管の仮置場として使用し、速やかに適正処理を実施しました。

令和になると、各ごみ処理施設での老朽化による故障等が顕著となり、近い将来、延命化だけでは対応が難しくなることが予想されるため、施設の広域化・集約化を視野に入れた再整備事業の検討を始めました。

以上のとおり、本市のごみ処理は、事業開始以来、ごみを適正に処理するとともに、ごみ

の減量、再資源化を推進してきました。今後においても、さらなる減量、再資源化に向けた積極的な施策を実施し、循環型社会の構築を目指していく方針です。

3-2 ごみ処理体制

3.2.1 収集・運搬状況

1 地区別収集

ごみ収集地区は、図3-1に示すとおり、一部の分譲地を除く行政区域全体です。また、収集形態及び収集頻度は、表3-1に示すとおりです。

第1地区（宇佐美）

第2地区（川西側：湯川、松原、岡、鎌田）

第3地区（川東側：新井、玖須美、松原、岡）

第4地区（川奈、吉田、荻、十足、玖須美・岡・鎌田の一部）

第5地区（富戸、八幡野、池、赤沢）



収集地区区割図（図3-1）

表 3-1 ごみの収集形態及び収集頻度

(○印は収集日を示す)

区分		収集主体	対象地区	収集頻度						
			曜日	月	火	水	木	金	土	日
もえるごみ	市 (一部の地域については、委託)		第1地区	○		○		○		
			第2地区	○		○		○		
			第3地区	○		○		○		
			第4地区	○		○		○		
			第5地区	○		○		○		
	許可業者	全域	随時							
	一般搬入		随時							
資源ごみ (びん・カン・金属) もえないごみ	市 (一部の地域については、委託)		第1地区		○					
			第2地区		○					
			第3地区		○					
			第4地区				○			
			第5地区				○			
	許可業者	全域	随時							
	一般搬入		随時							
粗大ごみ		市	全域	予約申込制						
資源ごみ	古紙 新聞 雑誌 (ダンボール) ペットボトル	市		新聞・雑誌・ダンボール			ペットボトル			
			第1地区	第1・第3木曜日			第2・第4木曜日			
			第2地区	第2・第4木曜日			第1・第3木曜日			
			第3地区	第1・第3木曜日			第2・第4木曜日			
			第4地区	第1・第3火曜日			第2・第4火曜日			
			第5地区	第2・第4火曜日			第1・第3火曜日			
	ペットボトル トレイ 紙パック 使用済小型家電 蛍光管 古着等	全域	店頭等回収(月・水・金)							
公共施設等随時回収										

(令和7年度伊東市ごみ・資源カレンダー)

2 戸別収集(ふれあい収集)

本市に住所を有し、要介護認定を受けた高齢者や身体障害者等のみで構成され、ごみステーションまで家庭ごみを搬出することが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行います。親族、近隣の者等の協力により家庭ごみを搬出することが可能な場合は除きます。

ごみ収集職員が週1回、利用者から出されたごみ（可燃ごみ、金属、びん、カン、われもの類、古紙、ペットボトルの計7品目）を玄関先等で収集し、希望者には声掛け（安否確認）を行います。対象地区は市内全域です。

3.2.2 収集品目・回数・収集方法・処理・処分

1 家庭系の一般ごみ

(1) 収集品目及び回数（回／週）

ア もえるごみ

週3回（月曜日・水曜日・金曜日）

イ もえないごみ（われもの類・乾電池）

年6～7回（火曜日（第1～3地区）・木曜日（第4、5地区））

ウ 資源ごみ（びん、カン、金属、古紙、ペットボトル等）

週2回（第1～3地区）（びん、カン、金属＝火曜日）

（古紙、ペットボトル＝木曜日）

（第4、5地区）（びん、カン、金属＝木曜日）

（古紙、ペットボトル＝火曜日）

(2) 収集方法

ア ステーション方式

イ 自己搬入方式

ウ 許可業者運搬方式

(3) 処理及び処分

ア もえるごみ

伊東市環境美化センターにて焼却処理

イ もえないごみ（われもの類・乾電池）

われもの類は、御石ヶ沢最終処分場に埋立処分

乾電池は、御石ヶ沢最終処分場ストックヤードにて保管後、処理業者へ引渡し、処理を委託

ウ 資源ごみ（びん）

御石ヶ沢清掃工場にて手選別により異物除去、カレットストックヤードにて保管後、環境省指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者へ引渡し

エ 資源ごみ（カン）

御石ヶ沢清掃工場にて選別機でスチール、アルミに選別、それぞれ圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却

オ 資源ごみ（金属）

御石ヶ沢清掃工場にて金属ごみを選別し、金属くず（鉄くず、アルミくず等）と小型家電製品等に分け、金属くずは圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却。小型家電製品等は、ストックヤードにて保管後、認定事業者へ引渡し

カ 資源ごみ（古紙）

ステーションから回収後、民間事業者へ売却

キ ペットボトル

伊東市環境美化センターにて手選別により異物除去、圧縮梱包機により成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、環境省指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者へ引渡し

(4) 其他のごみ処理

ア 拠点回収による処理

次のものは、各施設に回収ボックスを設置し、拠点回収を行っています。

施設	カイロ	乾電池	小型家電 小型充電式電池	蛍光管	古着等
宇佐美コミュニティセンター	○	○	○	○	第1・3木曜日
小室コミュニティセンター	○	○	○	○	第1・3木曜日
富戸コミュニティセンター	○	○	○	○	第2・4木曜日
八幡野コミュニティセンター	○	○	○	○	第2・4木曜日
生涯学習センター中央会館	○	○	○	○	第1・3木曜日
生涯学習センターひぐらし会館	○	○	○	△	第1・3木曜日
生涯学習センター池会館	○	○	○	○	第2・4木曜日
生涯学習センター赤沢会館	○	○	○	○	第2・4木曜日
生涯学習センター荻会館	○	○	○	○	第2・4木曜日
伊東ふれあいセンター	○	○	○	○	△
健康福祉センター1階ロビー	○	○	○	△	毎週木曜日
市役所地下1階ロビー	○	○	○	○	毎週木曜日

(7) カイロの処理

リサイクルする法人へ引渡し

(8) 小型家電及び小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）の処理

御石ヶ沢清掃工場ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

(9) 蛍光管の処理

御石ヶ沢最終処分場にて手選別により、直管型、丸型、電球型に選別、ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

(10) 古着等の処理

上記の施設に加え、公立幼稚園及び保育園においても拠点回収を行い、更に不定期に市内スーパーの店舗敷地内にて特別回収を行い、民間業者へ引渡し

イ 粗大ごみ

(7) 回収方法

- ・戸別収集方式
- ・ステーション方式

(8) 回収及び処分

- ・専用ダイヤルによる事前申込制により回収予約をされた方から、順次職員が

訪問し、戸別回収

- ・申込者の任意により自宅又はごみステーションのどちらかが選択可能で、粗大ごみを指定の場所まで運び出すことが困難な方に対しては、一定の条件を満たせば屋内からの運び出しを支援
- ・可燃粗大ごみについては、伊東市環境美化センターにて破砕処理後、焼却処理を行い、不燃粗大ごみについては、御石ヶ沢清掃工場にて分解等処理後、分別処理

ウ 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）

(7) 回収

家電4品目は、市では回収も処理も行わない。

(4) 処理

（買い替えをする場合）

- ・新しい商品の購入店舗に引取義務があるため、購入店舗に処理を依頼

（処理のみをする場合）

- ・商品を購入した店舗に処理を依頼
- ・家電リサイクル券を購入し、指定引取事業者処理を依頼
- ・市の連携事業者処理を依頼

2 事業系の一般ごみ

(1) 収集品目及び回数

収集品目は家庭系の一般ごみと同じ（回数は事業所ごとに異なる。）

(2) 収集方法

ア 自己搬入方式

イ 許可業者運搬方式

ウ ステーション方式（ただし、条例及び規則に定めのあるもの）

(3) 処理及び処分

家庭系の一般ごみと同じ

3.2.3 中間処理状況

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。処理の過程でも再生利用や熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

環境美化センターでは、可燃ごみや可燃粗大ごみを焼却処理後、焼却灰の熔融固化処理委託により熔融され、無害化された熔融スラグは道路舗装の路盤材などに利用されており、100%再資源化に努めています。施設の概要は表3-2に示すとおりです。

御石ヶ沢清掃工場では、不燃ごみや不燃粗大ごみを破砕、選別、圧縮処理などの様々な処理方法により、その後の処理が効率良く再資源化できるよう努めております。施設の概要は表3-3に示すとおりです。

表 3-2 伊東市環境美化センターの概要

名 称	伊東市環境美化センター
所 在 地	伊東市鎌田字阿原ヶ沢 1 2 9 7 番地 9 1
竣 工 年 月	昭和 5 9 年 1 0 月
更 新 改 良 年 月	平成 2 7 年 3 月
処 理 能 力	豎型ストーカ方式焼却炉（全連続焼却式） 142 t / 24 h （71 t / 24 h × 2 炉）
	破碎設備：6 t / 5 h
	プラスチック製容器包装、ペットボトル圧縮梱包機 5.5 t / 5 h
主 要 設 備	受入供給設備、焼却設備、焼却ガス冷却設備、 排ガス処理設備、灰出設備、排水処理設備、 給排水設備、電気計装設備

表 3-3 伊東市御石ヶ沢清掃工場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢清掃工場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢 3 5 9 6 番地 4
竣 工 年 月	平成 6 年 3 月
処 理 能 力	破碎設備：25 t / 5 h
	金属プレス機設備：7.08 t / 5 h
	金属プレス機設備：8.23 t / 5 h

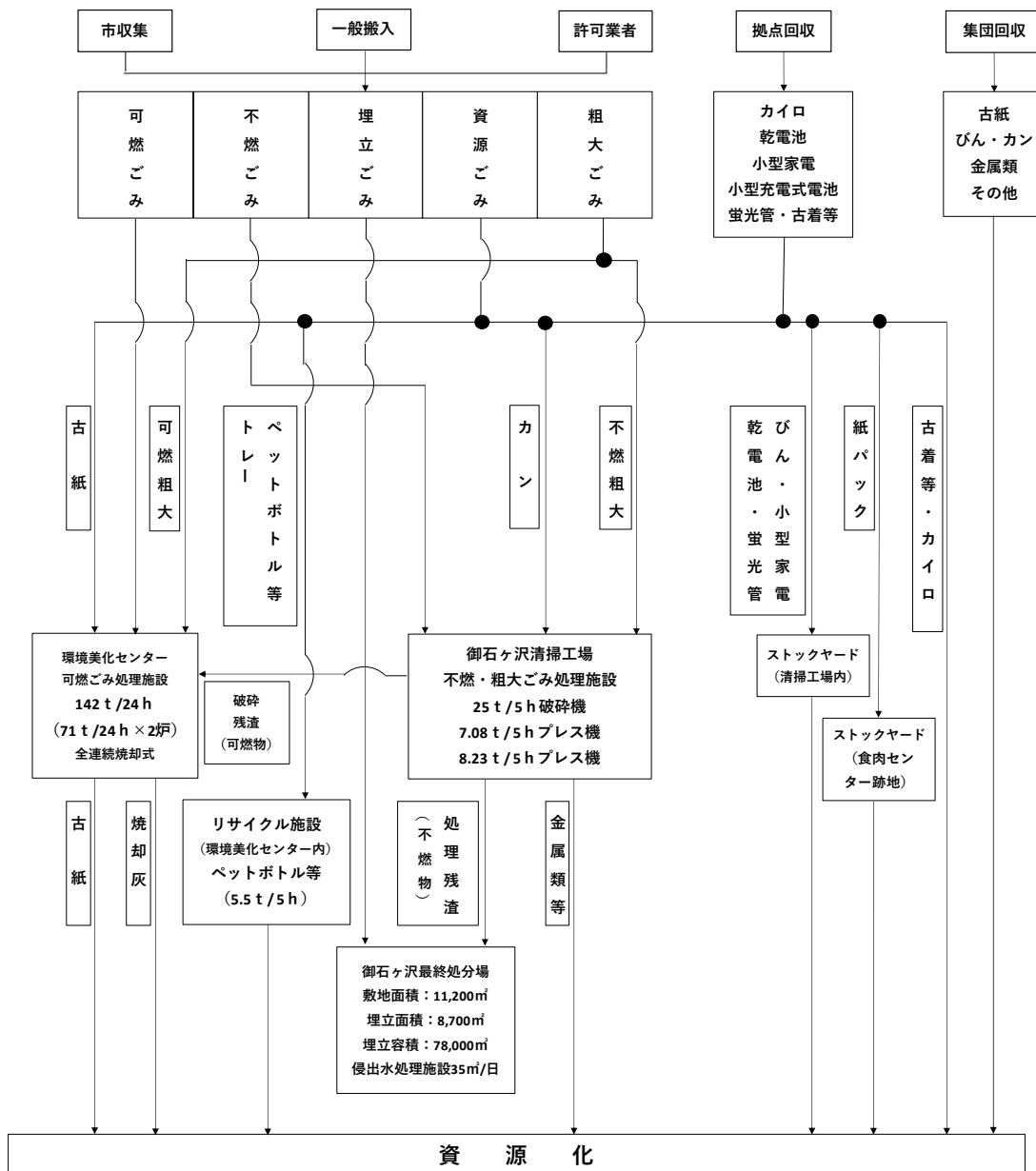
3.2.4 最終処分状況

破碎残さ及び埋立ごみは、御石ヶ沢最終処分場にて埋立処分を行っています。焼却灰の処理については、平成 1 1 年 4 月から民間の熔融固化施設へ委託したことにより、最終処分場の延命が図られました。施設の概要は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 伊東市御石ヶ沢最終処分場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢最終処分場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢 3 5 9 6 番地 4
竣 工 年 月	平成 9 年 3 月
埋 立 面 積	8,700 m ²
埋 立 容 積	78,000 m ³
埋 立 対 象 物	破碎残さ、埋立ごみ等
埋 立 方 式	セル方式（1 日の搬入ごみをその日のうちに覆土し転圧する方式）
浸 出 水 処 理 施 設	35 m ³ /日（Ca 沈殿処理→生物処理→凝集沈殿処理→ 砂ろ過処理→活性炭吸着→消毒処理→放流）

3-3 ごみ処理フローチャート



3-4 ごみ排出量

3.4.1 種類別排出量及びごみの収集形態

種類別ごみ量の推移及び収集形態別ごみ量の推移は、表3-5、図3-2及び図3-3に示すとおりです。

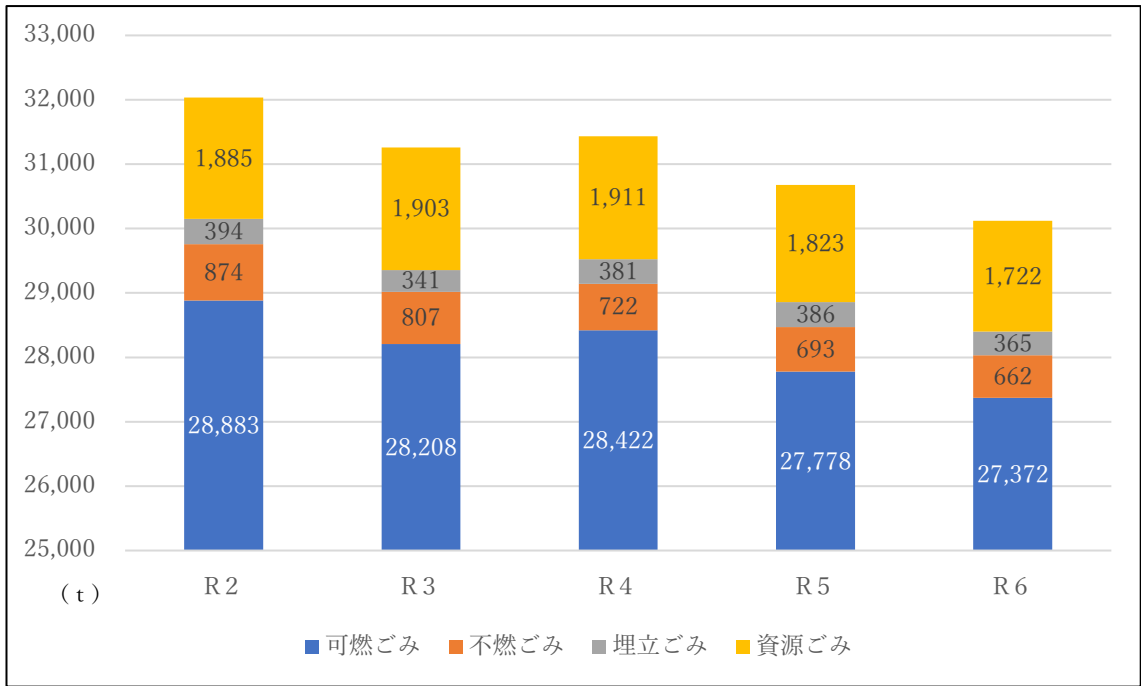
ごみの総排出量については、令和2年度からの5年間を見ると、減少傾向で推移しています。市収集（第1地区（宇佐美）、第2地区（湯川全域、松原・岡の川西及び門野中学校付近と松川湖付近を除く鎌田）及び第3地区（新井、松原・岡の川東及び赤坂バス停までの玖須美下））の減少率が他に比べて高くなっています。

また、令和元年7月から、家庭ごみをごみステーションに運び出すことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に実施しているふれあい収集事業は、下表においては、「市収集」に含まれています。

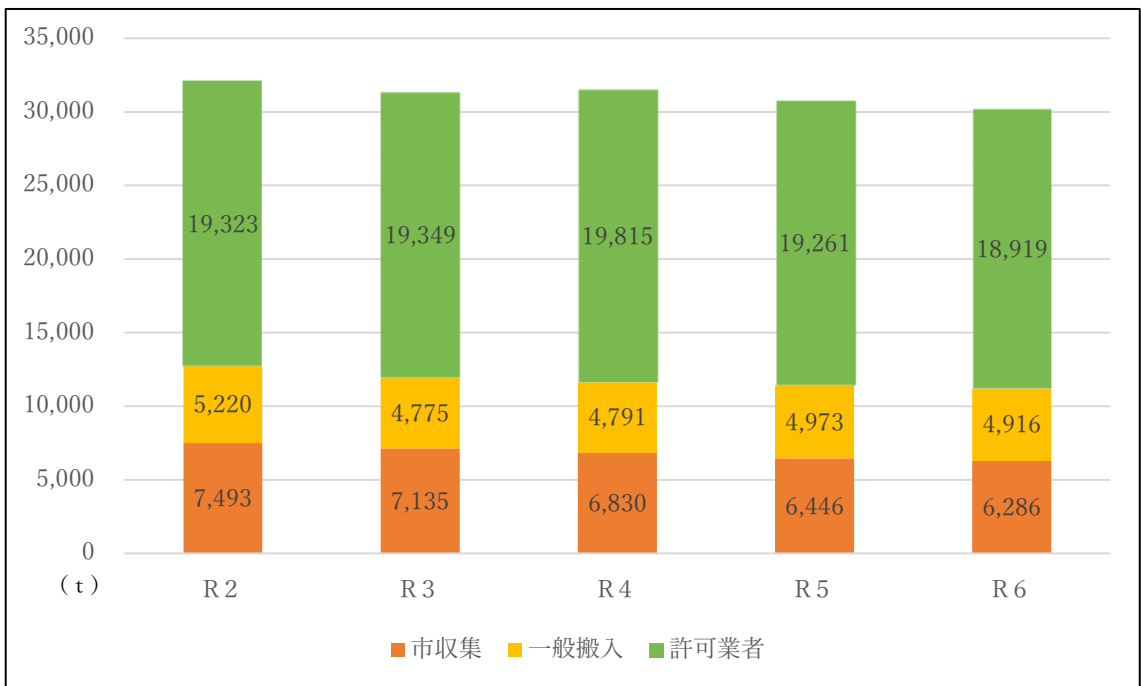
表3-5 収集形態別ごみ量の推移（年度） （単位：t）

種別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	可燃ごみ	6,428	6,125	5,860	5,541	5,480
	不燃ごみ	210	188	191	188	173
	埋立ごみ	75	60	55	50	55
	資源ごみ	780	762	724	667	578
	計	7,493	7,135	6,830	6,446	6,286
一般搬入	可燃ごみ	4,602	4,208	4,220	4,382	4,357
	不燃ごみ	425	407	340	332	325
	埋立ごみ	114	90	156	183	161
	資源ごみ	79	70	75	76	73
	計	5,220	4,775	4,791	4,973	4,916
許可業者	可燃ごみ	17,853	17,875	18,342	17,855	17,535
	不燃ごみ	239	212	191	173	164
	埋立ごみ	205	191	170	153	149
	資源ごみ	1,026	1,071	1,112	1,080	1,071
	計	19,323	19,349	19,815	19,261	18,919
総合計	可燃ごみ	28,883	28,208	28,422	27,778	27,372
	不燃ごみ	874	807	722	693	662
	埋立ごみ	394	341	381	386	365
	資源ごみ	1,885	1,903	1,911	1,823	1,722
	計	32,036	31,259	31,436	30,680	30,121

※埋立ごみとは、われもの類のことを指す。



種類別ごみ量の推移 (図3-2)



収集形態別ごみ量の推移 (図3-3)

3.4.2 可燃ごみ

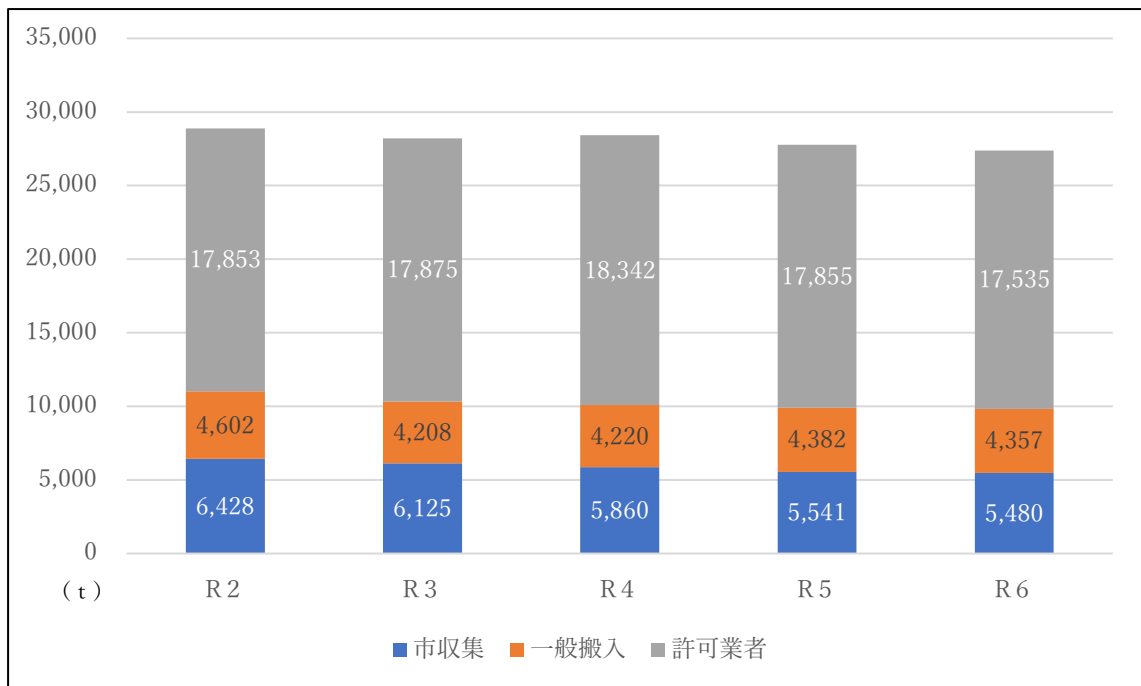
可燃ごみ量の推移は、表3-6及び図3-4に示すとおりです。

可燃ごみの総排出量は、令和2年度からの5年間に於いて減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると、1,511トン(5.2%)減少しています。

表 3 - 6 可燃ごみ量の推移 (年度)

(単位 : t)

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	一般可燃	6,296	5,973	5,689	5,366	5,284
	可燃粗大	40	40	37	40	41
	計	6,336	6,013	5,726	5,406	5,325
	抛 点	92	112	134	135	155
	計	6,428	6,125	5,860	5,541	5,480
一般搬入	一般可燃	2,838	2,713	2,764	2,871	2,790
	可燃粗大	864	865	937	985	1,076
	産廃有料	747	512	401	389	381
	無料木くず	74	46	38	62	43
	計	4,523	4,136	4,140	4,307	4,290
	抛 点	79	72	80	75	67
	計	4,602	4,208	4,220	4,382	4,357
許可業者	一般可燃	16,667	16,627	17,239	16,849	16,559
	可燃粗大	1,105	1,177	983	912	864
	産廃有料	81	71	120	94	112
	計	17,853	17,875	18,342	17,855	17,535
合 計	一般可燃	25,801	25,313	25,692	25,086	24,633
	可燃粗大	2,009	2,082	1,957	1,937	1,981
	産廃有料	828	583	521	483	493
	無料木くず	74	46	38	62	43
	計	28,712	28,024	28,208	27,568	27,150
	抛 点	171	184	214	210	222
	計	28,883	28,208	28,422	27,778	27,372



収集形態別可燃ごみ量の推移（図 3-4）

3.4.3 不燃ごみ

不燃ごみ量の推移は、表 3-7 及び図 3-5 に示すとおりです。

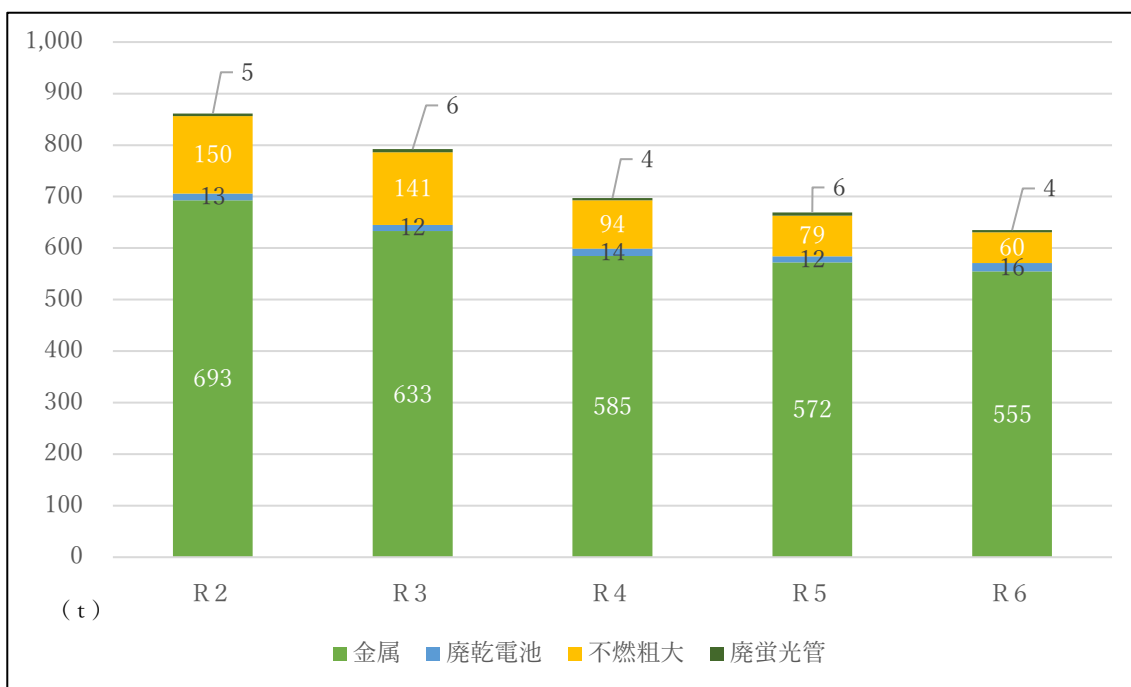
不燃ごみの総排出量は減少傾向にあり、令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると、212 トン（24.3%）減少しており、種別ごとのごみにおいても、減少傾向にあります。

拠点からの収集量が増加しているのは、不法投棄ごみを積極的に回収したことによるものです。

表 3 - 7 不燃ごみ量の推移 (年度)

(単位 : t)

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	金 属	157	136	131	126	109
	廃乾電池	13	12	14	12	16
	不燃粗大	22	19	17	20	17
	廃蛍光管	5	6	4	6	4
	計	197	173	166	164	146
	拠点	13	15	25	24	27
	計	210	188	191	188	173
一般搬入	金 属	297	285	264	273	283
	廃乾電池	0	0	0	0	0
	不燃粗大	128	122	76	59	42
	計	425	407	340	332	325
許可業者	金 属	239	212	190	173	163
	廃乾電池	0	0	0	0	0
	不燃粗大	0	0	1	0	1
	計	239	212	191	173	164
合 計	金 属	693	633	585	572	555
	廃乾電池	13	12	14	12	16
	不燃粗大	150	141	94	79	60
	廃蛍光管	5	6	4	6	4
	計	861	792	697	669	635
	拠点	13	15	25	24	27
	計	874	807	722	693	662



種別ごと不燃ごみ量の推移 (図 3-5)

3.4.4 埋立ごみ

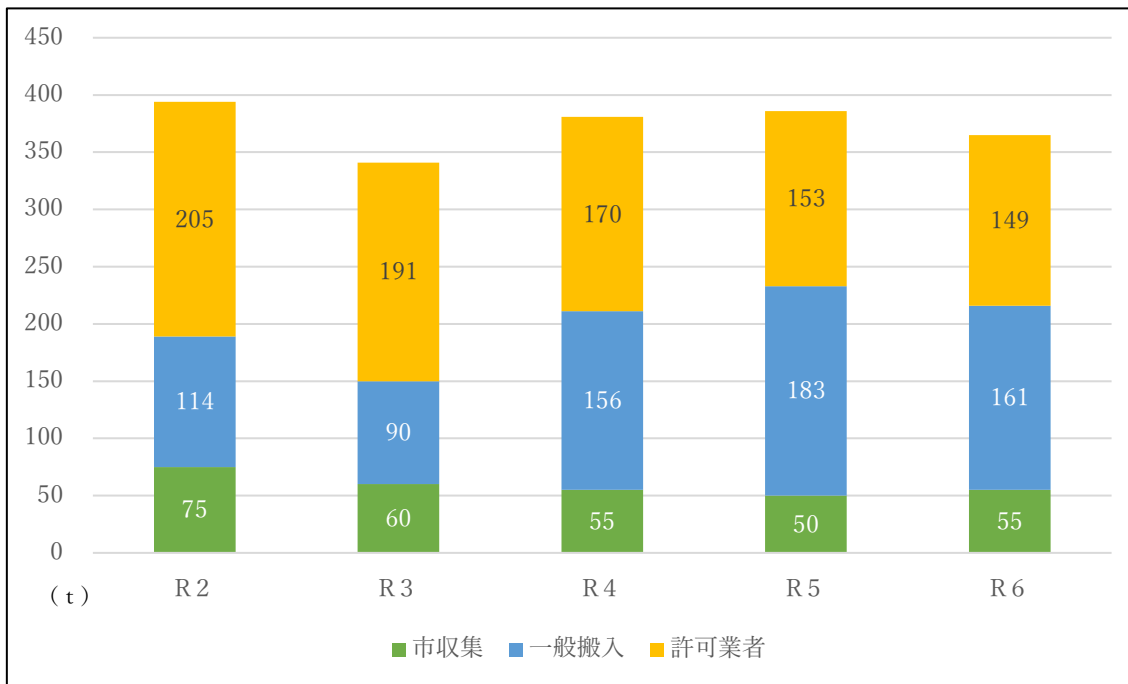
埋立ごみ量の推移は、表 3-8 及び図 3-6 に示すとおりです。

埋立ごみの総排出量は年度によって増減があるものの、令和 2 年度と令和 6 年度では、微減の状況にあります。

表 3-8 埋立ごみ量の推移 (年度)

(単位: t)

種別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	埋立	73	58	52	41	47
	拠点	2	2	3	9	8
	計	75	60	55	50	55
一般搬入	埋立	114	90	156	183	161
	計	114	90	156	183	161
許可業者	埋立	205	191	170	153	149
	計	205	191	170	153	149
合計	埋立	392	339	378	377	357
	拠点	2	2	3	9	8
	計	394	341	381	386	365



収集形態別埋立ごみ量の推移（図3-6）

3.4.5 資源ごみ

資源ごみ量の推移は、表3-9及び図3-7に示すとおりです。

資源ごみの総排出量は減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると163トン（8.6%）減少しています。

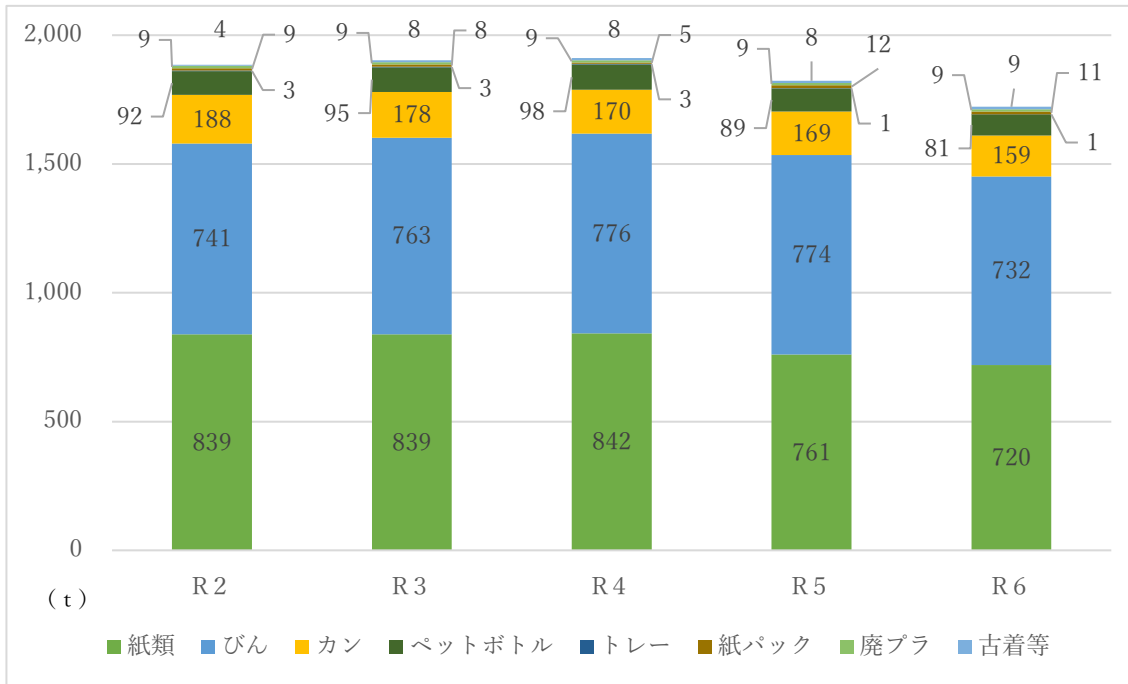
種別ごとでは、紙パック、廃プラ及び古着等を除くすべての品目が減少傾向にあり、特に古紙の減少幅が大きくなっています。

古着等については、平成30年度から拠点回収を実施しています。

表 3-9 資源ごみ量の推移 (年度)

(単位: t)

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	古 紙	444	432	407	377	342
	び ん	149	139	132	158	120
	カ ン	70	68	62	63	56
	ペットボトル	92	95	98	39	30
	トレー	3	3	3	1	1
	紙パック	9	8	5	12	11
	廃プラ	9	9	9	9	9
	古着等	4	8	8	8	9
	計	780	762	724	667	578
一般搬入	び ん	30	27	31	29	28
	カ ン	49	43	44	47	45
	計	79	70	75	76	73
許可業者	古 紙	395	407	435	384	378
	び ん	562	597	613	587	584
	カ ン	69	67	64	59	58
	ペットボトル	0	0	0	50	51
	計	1026	1071	1,112	1,080	1,071
合 計	古 紙	839	839	842	761	720
	び ん	741	763	776	774	732
	カ ン	188	178	170	169	159
	ペットボトル	92	95	98	89	81
	トレー	3	3	3	1	1
	紙パック	9	8	5	12	11
	廃プラ	9	9	9	9	9
	古着等	4	8	8	8	9
	計	1,885	1,903	1,911	1,823	1,722



種別ごと資源ごみ量の推移 (図3-7)

3.4.6 粗大ごみ

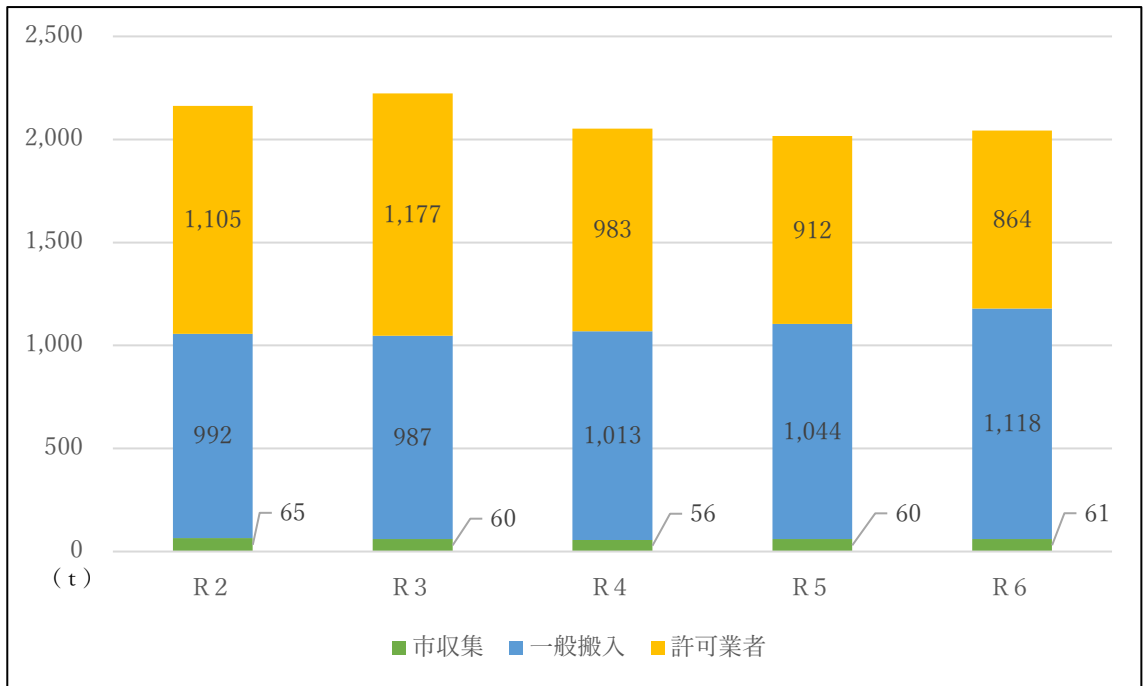
粗大ごみ量の推移は、表3-10及び図3-8に示すとおりです。

粗大ごみの総排出量は減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると118トン(5.5%)減少しています。

表3-10 粗大ごみ量の推移(年度)

(単位：t)

種別		R2	R3	R4	R5	R6
市収集	可燃	40	40	37	40	41
	不燃	25	20	19	20	20
	計	65	60	56	60	61
一般搬入	可燃	864	865	937	985	1,076
	不燃	128	122	76	59	42
	計	992	987	1,013	1,044	1,118
許可業者	可燃	1,105	1,177	983	912	864
	不燃	0	0	1	0	1
	計	1,105	1,177	984	912	865
合計	可燃	2,009	2,082	1,957	1,937	1,981
	不燃	153	142	96	79	63
	計	2,162	2,224	2,053	2,016	2,044



収集形態別粗大ごみ量の推移 (図3-8)

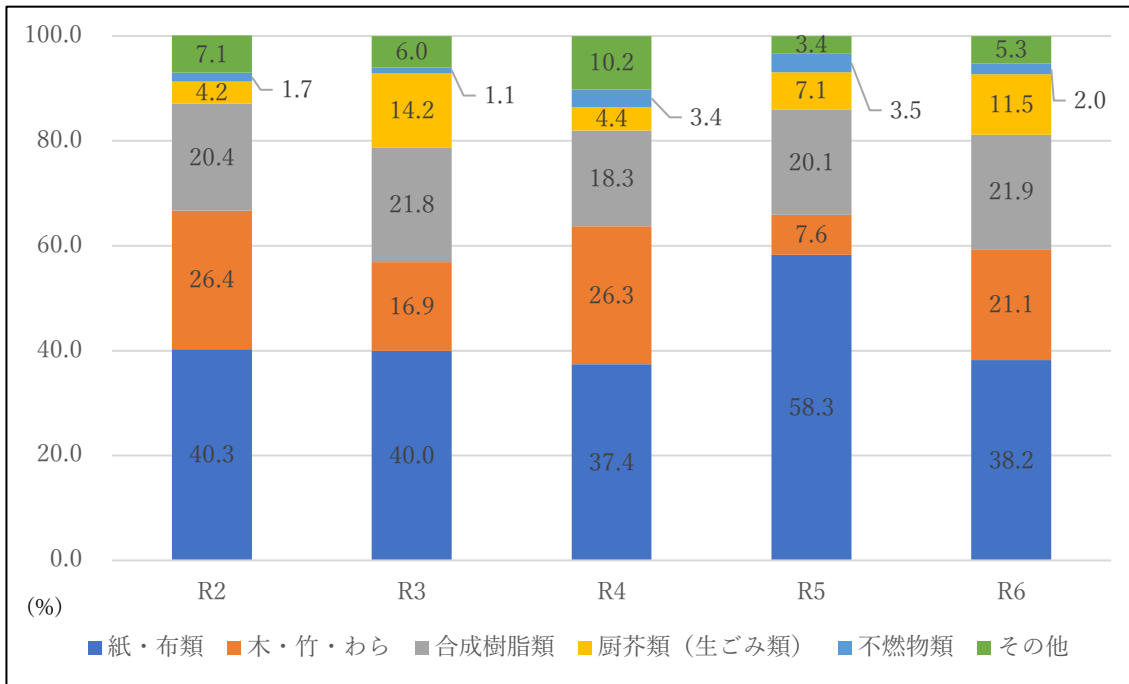
3-5 可燃ごみの性状

ごみの性状は、表3-11、図3-9、図3-10及び図3-11に示すとおりです。

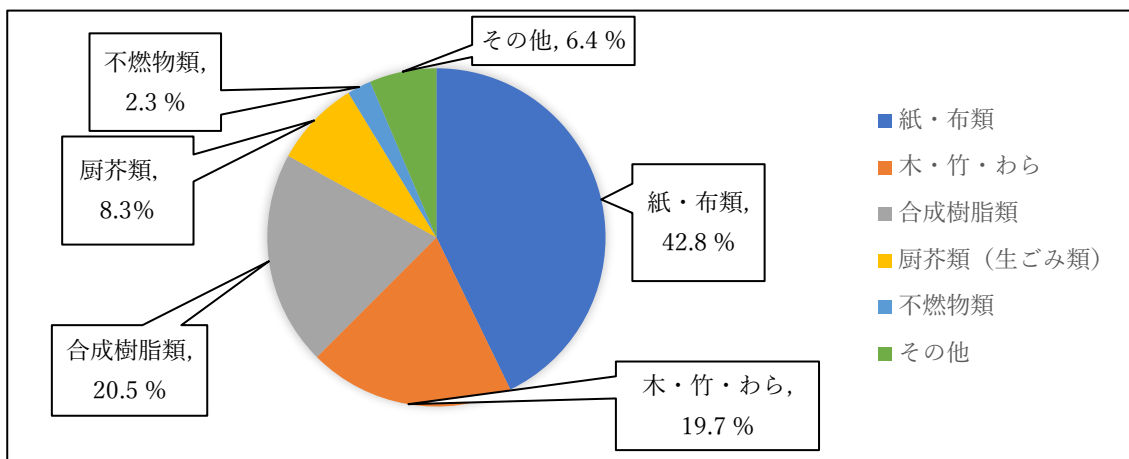
ごみ質の分析は、環境美化センターにおいて年4回、ごみピットから採取したごみについて実施しています。ごみの組成については、厨芥類(生ごみ類)が増加傾向にあり、ごみの三成分については、ほぼ横ばい状態です。

表3-11 ごみの組成及び三成分の推移(年度) (単位: %)

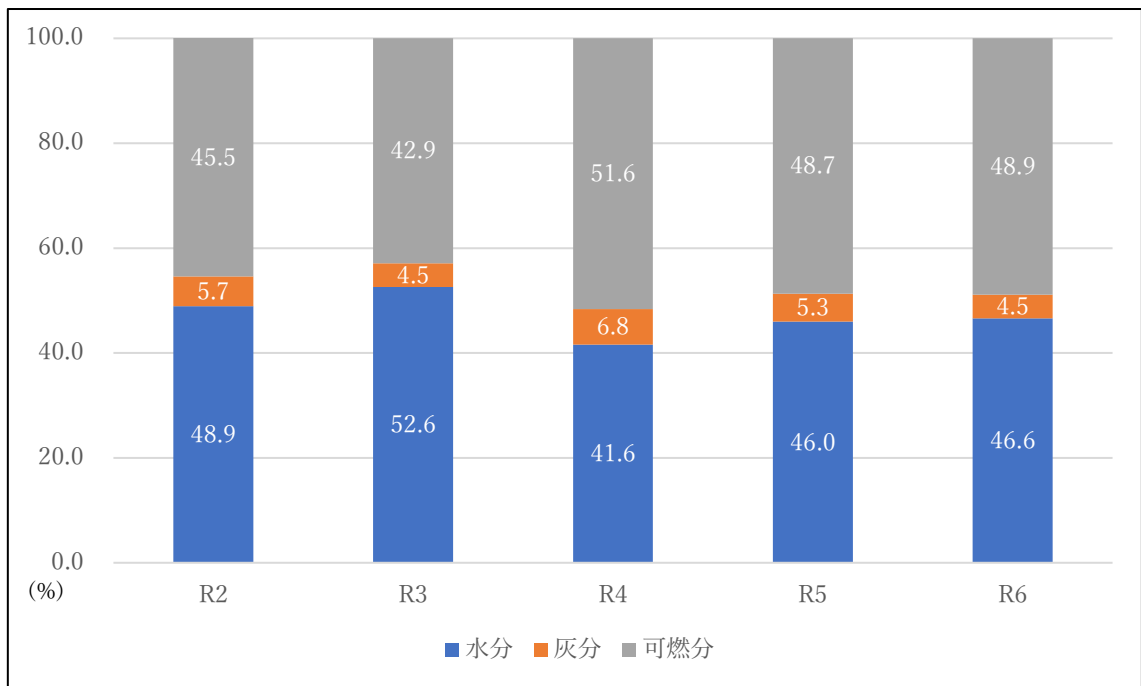
測定年度 分析項目		R2	R3	R4	R5	R6	5か年 平均値
		(平均値)	(平均値)	(平均値)	(平均値)	(平均値)	
ごみの 種類 組成	紙・布類	40.3	40.0	37.4	58.3	38.2	42.8
	木・竹・わら	26.4	16.9	26.3	7.6	21.1	19.7
	合成樹脂類	20.4	21.8	18.3	20.1	21.9	20.5
	厨芥類(生ごみ類)	4.2	14.2	4.4	7.1	11.5	8.3
	不燃物類	1.7	1.1	3.4	3.5	2.0	2.3
	その他	7.1	6.0	10.2	3.4	5.3	6.4
ごみの 三成分	水分	48.9	52.6	41.6	46.0	46.6	47.1
	灰分	5.7	4.5	6.8	5.3	4.5	5.4
	可燃分	45.5	42.9	51.6	48.7	48.9	47.5



ごみ組成の推移 (図3-9)



ごみ組成の5か年平均 (図3-10)



ごみの三成分の推移 (図3-11)

3-6 ごみの減量・再資源化の実績

3.6.1 減量化の実績

ごみの減量化の施策として、家庭用生ごみ処理容器等の設置に対し補助金を交付し、普及を図ることによって、減量化を推進しています。

家庭用生ごみ処理容器等の設置状況は、表3-12に示すとおりです。

表3-12 家庭用生ごみ処理容器等の設置状況 (単位: 戸、件数)

年 度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
世 帯 数		35,441	35,526	35,646	35,719	35,696
コンポスト 容器	設置世帯数	11	15	22	32	23
	累計 (H5~)	946	961	983	1,015	1,038
	設置数	16	24	29	41	26
	累計 (H5~)	1,238	1,262	1,291	1,332	1,358
電動式 生ごみ処理機	設置世帯数	4	4	7	9	21
	累計 (H9~)	829	833	840	849	870
	設置数	4	4	7	9	21
	累計 (H9~)	829	833	840	849	870
設置世帯数累計		1,775	1,794	1,823	1,864	1,908

※ 設置世帯数及び設置数については延べ数を記載

(資料: 住民基本台帳、世帯数は各年度末 (3/31 時点))

3.6.2 再資源化の実績

ごみの再資源化については、御石ヶ沢清掃工場に搬入されたごみから、カン、金属類を選別、抽出し再資源化してきました。その後、平成2年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、平成5年度から古紙、平成8年度から容器包装リサイクル法に基づくびん及びカンの分別収集、平成10年度からペットボトル、トレー及び紙パックについて、スーパー等の店頭における拠点回収、平成27年10月からペットボトルの分別収集、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく使用済小型家電の公共施設等における拠点回収を開始し、再資源化しています。また、平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業を市内5か所のコミュニティセンターで実証事業として開始し、平成29年7月にはさらに回収施設を10か所に増やし本格実施とするとともに再資源化に努めています。

平成15年度からは、古紙の回収日を月1回から月2回に増やし、さらなる再資源化を推進しています。また、環境美化センターでは一般搬入されたごみのうち、古紙を選別、抽出し再資源化を行っています。

再資源化の状況は、表3-13に示すとおりです。

表3-13 再資源化の状況（年度） （単位：t）

区 分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
収集・搬入物	古紙	828	839	842	761	720
	古紙（美化センター）	11	21	19	25	19
	びん	751	745	744	809	718
	カン	142	132	126	116	113
	金属	490	408	390	495	340
	ペットボトル	89	84	91	82	84
	トレー	3	2	2	1	0
	紙パック	9	8	5	15	11
	廃プラ	9	8	17	7	7
	乾電池	12	12	12	11	24
	廃蛍光管（水銀使用廃製品）	5	6	4	6	4
	古着等	4	8	8	8	9
	合 計	2,353	2,273	2,260	2,336	2,049

※表3-9との相違点は、表3-9は収集量を示しており、上記表は処理量となっている。

※古紙（美化センター）の収集量は、可燃ごみ（一般可燃）に含めて計上している。

（表3-6参照）

※金属、乾電池及び廃蛍光管の収集量は、不燃ごみで計上している。（表3-7参照）

3.6.3 資源ごみ集団回収の状況

平成2年度から実施している資源ごみ集団回収奨励事業については、令和6年度は67団体が資源回収を実施しました。回収の対象品目は、古紙、びん、カン、金属類、古着

等及びペットボトルで、対象品目回収量当たりの報償金額は、令和5年度までは5円/kg、令和6年度以降は6円/kgとなっています。

集団回収の団体数及び回収量の状況は、表3-14及び表3-15に示すとおりです。

表3-14 資源ごみ集団回収団体の状況（年度）（単位：団体）

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
町内会	23	23	17	18	20
子供会	10	10	9	6	7
女性の会	4	3	3	3	3
老人会	6	5	4	4	5
学校PTA	3	3	3	1	1
その他	41	38	39	29	31
団体 計	87	82	75	61	67

表3-15 資源ごみ集団回収事業の状況（年度）（単位：t）

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
古紙	397	333	381	214	216
カン	14	12	9	9	9
金属・鉄くず類	15	10	8	7	10
その他	4	3	4	3	4
回収量合計（t）	430	358	402	233	239
報償金（円/kg）単価	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0
報償金（千円）計	2,148	1,791	2,009	1,167	1,434

※その他は、古着等、ペットボトル

3-7 ごみ処理の課題

3.7.1 前計画のこれまでの実績検証

本計画においても、前計画と同様に市民、事業者及び行政の協働をキーワードに、環境に配慮したごみ処理体制の構築、循環型社会の実現を目指し、また、取組を把握するための参考指標として「ごみ排出量の予測」を設定し、進捗を確認してきました。

その結果、本市人口がほぼ予測のとおり推移した一方、ごみ排出量は令和6年度時点で、中間目標年度（令和7年度）の目標値を達成しました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞なども影響した可能性はありますが、市民のさらなるリサイクルへの関心の高まり等により、早いスピードでごみの発生・排出抑制が進みました。

引き続きリサイクルを推進していくとともに、後述するごみ処理の今後の課題に記載される分野について、より強化していくことが重要です。

3.7.2 ごみの現状

昭和30年代後半の国内事情は、高度経済成長期における家電の急速な普及、さらにそ

の後のスーパーマーケットやコンビニエンスストアの登場による販売方式・消費行動の変化などにより、使い捨て商品の増加など利便性の追求による国民のライフスタイルが大きく変革し、その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、生活を豊かにする反面、ごみの量は急激に増大し、不法投棄などの不適切な処理が増え、公衆衛生は悪化する一方となりました。

本市においても、昭和29年に「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を制定し、現在に至るまでにステーション方式による定時収集の実施や資源ごみの集団回収事業、不燃ごみの4種分別など、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、全国的に増加するごみ量に対する廃棄物問題を背景に公布された容器包装リサイクル法を受け、本市のごみ処理量も増加傾向にあったことから、びんの色別収集やカンのコンテナ収集、加えてペットボトル、トレイ、紙パックの店頭回収を開始しました。さらに、古着等及びリチウムイオン電池等の小型充電式電池の回収、民間会社との協定締結によるパソコンや家電の宅配便回収も開始するなど、各種ごみのリサイクルに取り組んできました。

3.7.3 ごみ処理の今後の課題

1 排出抑制及び再資源化における課題

(1) ごみの水分量（家庭系・事業系ごみ）

環境美化センターで処理するごみの三成分（水分、灰分、可燃分）の推移でみると、令和2年度のごみ全体に占める水分量は48.9%、令和6年度も46.6%であり、5か年平均では47.1%となっています。依然として総量の半数近くを占め高い水準であり、水分量削減に向けた効果的な取組を行っていく必要があります。

(2) 食品ロス

環境省食品ロス実態調査支援事業を活用し、令和4年度に行った環境美化センターでの調査では、市指定袋159袋の中から476kgの試料を抽出し、直接廃棄及び食べ残しを食品ロスとして推計したところ、割合は36.5%、1人1日当たり75.0gという結果となりました。

食品残さの多くは事業系ごみとして排出されることも多いため、観光都市でもある本市としては、宿泊施設、飲食店及び小売業等と連携して食べ残しや売れ残り対策を図っていくことが重要となります。

(3) プラスチックごみ

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装における本市の取組としては、実証事業として平成29年からモデル地区において週1回の分別収集を行っており、さらには順次対象地区を拡大するなど、プラスチック製容器包装の資源化に取り組んできました。

しかし、実証事業による試算では、これを全市的に取り組むためには処理施設の保管スペースや性能に限界があり、ごみステーションはもちろんのこと、拠点回収を行うとしても大変厳しい状況であることがわかりました。このことはプラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用

製品においても同様の状況であると言えます。

全市収集の実現に向けては、処理施設の保管スペースの拡大や機器類の処理性能の向上により解決していくことが望まれます。

さらに、「持続可能な開発目標」(SDGs)に掲げ国際的な課題となっている地球温暖化や海洋汚染対策の観点から、海洋プラスチックごみの削減策として、静岡県においては、「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動※注1」を展開し、海洋プラスチックごみを減らす取組を実施していることから、本市においても静岡県の取組に積極的に参画し、市民に対して海洋プラスチックごみ減少に資するよう啓発活動を行っていくとともに、出前授業等による環境教育に注力していく必要があります。

※注1 「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」とは、静岡県が推進している海洋プラスチックごみを減らすための運動で、従来のReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3Rに、新たに3つのR、Refuse(リフューズ)、Return(リターン)、Recover(リカバー)を加えたものの。6Rの意味は次のとおり。

Reduce: マイバッグを常に持ち歩く、マイボトルを持つ など

Reuse: 詰め替え容器を使う、クリーニングハンガーを店に戻す など

Recycle: 市町のルールに従って分別する、資源回収に出す など

Refuse: レジ袋・使い捨てスプーン・過剰な包装等は断る など

Return: 店頭回収を利用する、外出時のごみを持ち帰る など

Recover: 清掃活動に参加する、落ちているごみを拾う など

(4) 資源ごみ

環境美化センターで処理するごみの組成の推移で見ると、紙・布類の5か年平均が42.8%と依然として総量の4割以上を占めています。令和7年2月に行ったアンケートでは、紙・布類をもえるごみとして排出している方も多くおり、ごみステーションでは月2回の古紙回収、コミュニティセンター等では月2回の古着等拠点回収を行っていることについて、更に情報発信をしていく必要があります。

また、古紙以外にも「びん、カン、金属・鉄くず類、ペットボトル、トレイ、紙パック、乾電池、蛍光管、古着等」を収集し、再資源化に取り組んでいます。人口の減少に伴って、再資源化量も年々減少しており、一層のごみの減量に向けては、プラスチックごみ同様に中間処理施設の処理能力や新規更新等も勘案しながら分別品目の追加を検討していく必要があります。

なお、資源ごみの一部には、ガスカートリッジ・スプレー缶、小型充電式電池など爆発性・発火性を有する危険なごみもあり、ごみの収集や分別時に職員のけが、車両や清掃施設での火災発生の危険性があることから、市民への適切な排出方法の啓発が必要となっています。

他には、資源ごみの再資源化の促進事業として、平成2年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、集団回収を実施している団体に対して報償金の交付を行うことにより、リサイクルを図っています。しかしながら、こうした再資源化可能な資源化物の処理費用は海外諸国の動向等の影響も受ける中、価格の変動が非常に著しいことから、今後の回収事業を推進していくためには報償金制度のあり方も

含め、検討をしていく必要があります。

(5) 粗大ごみ・使用済電子機器類

粗大ごみについては、不燃物が減少傾向にありますが、可燃物の減少が進まず、全体としてもほぼ横ばい状態が継続しています。資源の有効活用を図るため、まだ使えそうなものを誰かに譲り渡す等のリユースの促進を検討する必要があります。

また、平成10年6月に公布され、平成13年4月から本格施行された「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）」や平成24年8月公布、翌年4月施行の小型家電リサイクル法により、法律によって分別やリサイクルの取組の強化が定められ、ごみ処理費用がさらに増大していくことが懸念されています。

こうした粗大ごみや使用済電子機器類の中にはまだ十分使用可能なものもあるため、資源の循環利用の推進に資する取組を構築する必要があります。

2 収集運搬及び処理における課題

(1) ごみステーションの管理

ごみステーションは、利用者が管理し、ステーション当たり約20世帯の利用を基本としています。ごみステーションの新設や移動等については、地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、カラス等によるごみの散乱防止対策を講じるなどして、地域住民が安全でかつ衛生的に利用できるよう求める必要があります。

(2) ごみステーションからの収集運搬

現在の収集運搬体制としては、可燃ごみは週3回、古紙及びペットボトルは月2回、カン、びん及び金属類は年間約15回、われもの・乾電池類は年間約6回の収集を実施しています。現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、プラスチック製容器包装をはじめとする新たな品目の収集を念頭に置いて調査・研究を行っていく必要があります。

また、平成11年度から現業職員の退職者に対する補充をせずに業務を継続するとともに、行政改革を推進する観点から平成27年10月に第5地区（対島地区）を、平成31年4月に第4地区（小室地区）を、一般廃棄物協同組合に業務委託しました。

しかし、人口減少やごみ排出量の減少が進む一方でごみステーション数は減ることがなく、また、退職者不補充による人員の不足が顕在化してきたことから、令和4年度に現業職員の募集を再開しました。

今後とも安定的に事業を継続していけるよう収集運搬体制を維持していく必要があります。

(3) 別荘分譲地における収集運搬

本市で多く抱える別荘分譲地のごみ収集については、昭和48年以降「伊東市開発行為等の適正化に関する指導要綱（昭和48年伊東市告示第61号）」により、原則として事業者の自己処理としておりますが、定住する住民が多くなったことから、分譲地の住民の生活から排出されるごみ処理の適正化を図り、住民の利便と

環境美化を推進することを目的として、平成7年に「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱（平成7年伊東市告示第39号）」を制定しました。

その後、より一層の定住率の増加などを背景に、市の直接収集や費用助成等の見直しに関する要望が出されたことから、これらの要望に対応するため、平成21年には補助基準の見直しを含めた同要綱の一部改正を行いました。

現在、同要綱に基づき運用を行っておりますが、今後の分譲地等の定住率の増加状況を注視し、適切に対応していく必要があります。

(4) 戸別での収集運搬（ふれあい収集事業）

高齢化の進展に伴い、ごみ出し支援に対する需要が多くなり、ふれあい収集事業の利用世帯が増加しています。そのため、効率的な収集ルートの設定や職員間の応援体制の見直しなど、安定的に事業を継続していけるよう収集体制を強化していく必要があります。また、利用申請者は身体的理由により移動が不自由であることが多いため、ケアマネージャー等介護関係事業者とも引き続き連携し、申請段階から配慮をしていく必要があります。

(5) 容器包装廃棄物の収集運搬

ペットボトルや牛乳パックなどの容器包装廃棄物については、スーパー等の店頭において販売事業者による自主回収とともに市も回収を行っています。更に市では、生涯学習センター等において拠点回収を実施しています。ペットボトルについては拠点回収を継続しつつ、平成27年10月からごみステーションでの回収も開始しました。

また、一層の再資源化を推進するため、プラスチック製容器包装の収集を平成29年1月から玖須美区の一部地域で実施し、現在に至っていますが、全市収集に向けては、処理施設の保管スペースの拡大や機器類の処理性能の向上に加え、収集運搬体制についても見直しを検討していく必要があります。

(6) 医療系廃棄物の収集運搬

病院や診療所等の医療機関から排出される医療系廃棄物は、環境省が定めた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月改訂）」により、排出事業者の責任において処理することとなっており、その収集及び運搬についても、排出事業者が許可業者に委託することとなっています。医療系廃棄物の中には、感染性の有無や収集及び運搬時の安全性等、判断が難しい場合があるため、排出事業者及び許可業者と共通の認識を持つとともに、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努める必要があります。

また、在宅医療により家庭から排出される在宅医療廃棄物は、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会作成の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に沿った中で、市町村が一般廃棄物として収集、運搬及び処理することとなりますが、注射針等の鋭利なものは感染性廃棄物として、排出者が医療機関等へ持ち込むこととなっています。在宅医療廃棄物の中には、鋭利、非鋭利の判断や、医療機関へ持ち込むことができない鋭利なものの取扱い等、判断が難しい場合があるため、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努めるとともに、排出方法について市民に対し周知する必要があります。

(7) 中間処理施設の整備

ア 可燃ごみ処理施設

昭和59年から焼却稼働を開始した環境美化センターは、ダイオキシン類の抑制を図る必要性から排ガス処理設備更新を目的とした基幹的施設整備を平成9年度から平成11年度までの3か年で行ったものの、施設の老朽化が著しく、補修費用も年々増加したことから、平成23年度から平成26年度までの4か年で更新改良整備を実施し、二基の焼却炉をはじめとする設備機器一式を更新しました。

現在、施設の適正な維持管理に努め、法定基準値内の運用を継続していますが、設備機器一式の更新から11年が経過し、施設の劣化が進んでいます。主な劣化の要因としては、焼却炉の設計時の想定を上回る高質ごみの増加や低質ごみから高質ごみまでの焼却温度差の拡大により、劣化が進行していると推測できます。

また、焼却炉の劣化に合わせて、焼却炉内部の燃焼を調整する機器類も、稼働回数や稼働時間が増加するため、消耗品や部品の劣化が進行します。そのため、施設設備の長寿命化を図っていくために効果的な施策として、整備面では基幹改良整備事業や大規模改修整備事業の検討、そして、施設の運用面では包括委託の検討をするとともに、環境負荷への配慮も併せて推進していく必要があります。

イ 不燃ごみ処理施設

御石ヶ沢清掃工場は、昭和45年に建設され、当初は可燃ごみの処理施設として稼働し、環境美化センターが稼働を開始した昭和59年から暫定的な施設として不燃ごみの処理を行っています。暫定的な施設で稼働したため、建物は耐震補強はされず、耐震化が実施されていない状態です。

また、不燃廃棄物を処理するための破砕機や金属プレス機等の設備についても、老朽化が著しい状態です。

今後の人口減少やリサイクル品目の増加の動向、市内民間施設の活用などを踏まえ、老朽化した清掃工場と収集運搬車庫の機能を備えた施設の建設を含めた、改修、建替え、移転の方向性を示す基本構想を早期に策定し、検討していく必要があります。

ウ 直接搬入に関する対策

環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場への廃棄物の搬入は、市の収集運搬車両、一般廃棄物収集運搬許可事業者のほか、市内の多くの事業所や一般家庭からの直接搬入を受け付けています。施設内での事故防止のため交通整理に努め、廃棄物ストックヤードを確保して有効に使用するなどして混雑の解消を図るほか、引き続き一般廃棄物収集運搬許可事業者と搬入時間の調整を行い、円滑な動線を確保する必要があります。

特に環境美化センターにおいては、ごみ処理の有料化以降、直接搬入車両が増加しており、また、更新改良整備事業に伴ってリサイクル棟ストックヤードが増設されたことから、直接搬入車両が更に混雑傾向にあります。

そのため、施設内において搬入車両が安全に廃棄物を排出できるよう、引き続き対策を講じていく必要があります。

エ 再資源化処理施設の整備等

更新改良整備事業に伴い、環境美化センターに新設されたリサイクル棟では、ペットボトル及びトレイの再資源化処理を行っています。さらに、平成29年1月からは、玖須美区の一部地域においてプラスチック製容器包装の収集を開始し、再資源化に取り組んでいます。

今後は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や海洋プラスチックごみ削減に向け、より一層全市的にプラスチック製容器包装の再資源化に取り組むためにも、処理施設の拡大や機器類の処理性能の向上を図っていく必要があります。

(8) 最終処分場における課題

平成9年に供用を開始した管理型の最終処分場である御石ヶ沢最終処分場では、浸出水の適切な管理などにより環境保全に配慮するとともに、従前埋立て処分されていた焼却灰やガラスびん、蛍光灯をはじめとする水銀使用製品などは、焼却灰溶融固化処理委託やガラスびんの再商品化処理委託、使用済蛍光管等水銀使用製品運搬処分業務委託等の実施により、搬入量の抑制が図られています。

この搬入量の抑制により、今後約90年の間、埋立可能と推測できますが、加えて、埋立物を掘り起こす減容化技術の導入を検討し、埋立地のより一層の延命化を図るとともに、施設や設備の長寿命化を図る効果的な施策についても検討していく必要があります。

また、海岸漂着物や大型動物の死骸等の取扱いについて、御石ヶ沢最終処分場での埋立処分以外の方法についても検討する必要があります。

(9) 情報の発信

令和7年2月に市民等に対して行った廃棄物行政に関するアンケートでは、「ごみ・資源収集カレンダー」等の情報発信の強化について、一定程度の方が望まれていることがわかりました。紙媒体により情報を取得している方が依然多いことも踏まえつつ、SNS等デジタル媒体の活用も充実させていく必要があります。